

若狭佳日 レンタサイクル利用規約

● レンタサイクルの利用について

本規約は、株式会社まちづくり小浜（以下「運営者」という。）が運営する施設「若狭佳日」（以下「本施設」という。）のレンタサイクルについて定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。また、運営者は、本規約のほかにも必要に応じてきていまたは規則を定めることがあり、これらについても遵守をお願いします。なお、運営者は、本規約および規定などを予告なく適宜変更することができ、変更したときは、運営者が適当と認める方法にて利用希望者及び利用者へ通知するものとします。なお、本規約の定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。

● 利用資格

レンタル品は、以下の全項目に適合する利用者のみ、利用することができます。

1. 本規約およびその他の交通規則などを守ることができる方。
2. 本施設からの連絡が可能な連絡手段の確保ができる方。
3. 酒気を帯びていない方。
4. 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下、保護者といいます）が同伴できる方
同伴できない場合は、保護者のレンタル利用への同意が本施設で確認できる方。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
5. その他、本施設が利用に適すると判断した方。

● 利用時間

レンタサイクルの利用時間は、チェックイン日 15:00 からチェックアウト日 15:00 までの間です。

● 利用料金

利用料金は、3,300 円（税込）とします。

延長料金は、1 時間当たり 330 円とします。

1. 利用時間内には受付、状態確認などの時間も含まれます。
2. 当日発生した追加料金などは、ご精算時にお支払いください。

● 予約方法

1. 利用者は、本施設へ電話またはメール、ご予約時にオプション追加を選択することで事前予約を行うことができます。
2. 予約の際は、使用者の氏名、電話番号、貸出希望日、台数をお伝えください。
3. 貸出状況によって、ご希望のレンタル品を貸出できない場合があります。
4. 予約なしでも、当日の貸し出しは可能です。ただし、事前予約の利用者を優先させていただきます。
5. 貸出当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に本施設まで電話連絡をしてください。

● 予約のキャンセル方法

1. 利用者は、本施設へ電話連絡することで、予約をキャンセルすることができます。
2. 事前の連絡がなく本施設へのご宿泊がなかった場合、自動的にキャンセルとなります。その場合の料金は全額請求させていただきます。

● 利用申込手続き

利用申込の手続きは以下の通りです。

1. レンタサイクル利用申込書に所定事項をご記入ください。
2. レンタサイクル利用申込書と身分証明書を、本施設のスタッフへお渡しください。なお、スタッフは、身分証明書を確認の上、複写もしくは番号などを控えさせていただきます。
3. 貸出料金の精算を行います。貸出料金は別途定めた通りとし、原則として宿泊費と同時に精算するものとします。
4. スタッフは、貸し出すレンタル品について、取扱方法と自転車損害賠償保険等の加入の説明を行います。
5. スタッフは、必要に応じて、利用者に合わせてレンタル品の調整を行います。
6. 利用者とスタッフが一緒に、レンタル品に整備不良がないことを確認します。
7. スタッフが利用者にレンタル品と自転車の鍵をお渡しします。

● レンタル品の返却

1. 利用者は、レンタル品を返却予定時間までにご返却してください。
2. 貸出品は貸し出した時と同じ状態でご返却してください。異常または故障があった場合には、速やかにスタッフにお伝えください。

● 貸渡契約の成立

1. レンタル品の貸渡契約は、本施設へ利用申込書と身分証明書の手続きを完了し、利用者にレンタル品を渡したときに成立します。
2. 事故盗難その他、本施設の責によらない事由により利用者が予約したレンタル品を貸し出すことができない場合には、本施設は利用者からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

● 利用申込の無効

本施設は、利用者が貸出期間中に次の各号の一つでも該当した時は、何らの通知することなく利用者からの申し込みを無効とし、直ちにレンタル品の返却を請求することができるものとします。この場合、「利用申込手続き」に順じて本施設へ宿泊費などの清算を事前決済していた貸出料金は一切返納いたしません。

1. 本利用規約に反する行為を行ったとき。
2. 利用者の責に帰する事由により事故を起こしたとき。
3. 利用資格に該当しなくなったとき。

● 貸出期間の超過

1. 返却予定時間を過ぎる場合は、速やかに本施設まで連絡してください。
2. 貸出期間を超過して返却した場合、利用者は超過した期間のレンタル料金を支払うものとします。
3. 返却遅延により次の申込者が使用できないなど、第三者に損害を与えた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。
4. 返却予定時間を経過しても、利用者からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・電子メールなどで確認させていただく場合があります。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

● 故障・破損

1. レンタル品について、故障または破損した場合は、直ちに使用を中止し、本施設までご連絡ください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、レンタル品を故障または破損した場合、損害賠償を利用者に請求する場合があります。なお、スタッフの指示なく、利用者が独自に修理した場合の修理代などはお支払いできませんので、必ずスタッフの指示に従ってください。

● 盗難・紛失

1. レンタル品について、盗難または紛失があった場合、速やかに本施設へ連絡するとともに、最寄りの警察署または交番に盗難届を出してください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、レンタル品を盗難または紛失した場合、損害賠償を利用者に請求する場合があります。

● 事故

1. 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに本施設まで連絡してください。
2. 必要な場合は、警察に連絡するなど、法令で定められた処置を利用者自身でとってください。
3. 利用者の責に帰すべき事由により、本施設または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
4. レンタサイクル利用時の傷害などにつきましては、本施設加入の保険適用の補償範囲内で補償いたします。
5. 事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任で行っていただきます。本施設は、事故についての一切の責任を負いません。
6. 自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生した場合は、本施設加入の保険適用の補償範囲内で補償いたします。

● 禁止行為

1. レンタル申込書に記入した使用者以外の方への又貸し。
2. 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
3. 危険個所、不適當な場所または方法での使用。
4. 歩行者等の通行障害となるような行為。
5. 貸出品の構造・装置などの改造及び変更。
6. レンタサイクルの利用者が13歳未満の場合、ヘルメット無着用での走行。
7. その他、法令諸規則に反する行為。

● 不可抗力事由による途中終了

貸出期間中、天災その他の本施設及び利用者のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出品の使用が不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、利用者はその旨を本施設まで速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことをあらかじめ承諾します。

● 信義則

本規約の内容に疑義が称した場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、利用者、本施設は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

● 合意管轄裁判所

本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、本施設を管轄する地方裁判所を持って管轄裁判所とすることに合意します。

お問い合わせ・お申し込み先
若狭佳日（わかさかじつ）
所在地：福井県小浜市阿納 10-4
TEL：0770-54-3010
MAIL：info@wakasa-kajitsu.com